

# 臨時駐車場使用許可証

使用日／時間	使用日	使用時間
	年 月 日	時 分から 時 分まで
臨時駐車場 利用者	部屋番号	氏名
車両 運転者	会社名	緊急連絡先
	氏名	利用目的

※裏面の注意事項を必ず読んでください

日野平山台住宅管理組合

# 注意事項

## 1. 臨時駐車場の使用制限

- (1) 臨時駐車場は、駐輪場の一部分を臨時的に使用するものであり、駐車場の出入り口経路にもあたるため、駐車できる車輛の大きさを次のように制限する。  
長さ：4.1mまで  
幅：1.7mまで
- (2) 臨時駐車場の使用時間は、基本的に午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 臨時駐車場の使用申し込みは、原則として1日ごととする。
- (4) 臨時駐車場の使用を認める事由は、特に規定しない。

## 2. 臨時駐車場の申込み・許可証発行

- (1) 臨時駐車場の使用を希望する居住者は、前もって「臨時駐車場使用許可証」1部に必要事項を書き込み管理組合担当者まで申込みを行う。
- (2) 申し込み期日は、利用日の1日前を原則とする。
- (3) 臨時駐車場の申込みを受けた管理組合担当者は、「臨時駐車場使用許可証」の記載内容を確認の上、捺印し使用希望者へ受け渡して許可証発行とする。

## 3. 駐車場の利用

- (1) 車輛運転者は、臨時駐車場を使用する際「臨時駐車場使用許可証」を駐車する車輛に掲示しなくてはならない。
- (2) 車輛運転者は、臨時駐車場が駐輪場の一部であるため、必要に応じて駐輪してある自転車を整理して駐車スペースを確保しなければならない。
- (3) 車輛運転者は、緊急時など管理組合から要請があった場合、直ちに臨時駐車場を明け渡さなければならない。

## 4. 事故などの責任

- (1) 車輛運転者が駐輪場、駐車場などを損壊したり、駐輪場の自転車、他の駐車場内の車などと事故を起こしたり破損させた場合、最終的な賠償責任は車輛運転者にある。
- (2) 賠償交渉にあたり臨時駐車場の使用を希望した居住者は、交渉の仲介について責任を負うものとする。